

2025年 月 日

参加意思表明書

公益財団法人日本パラスポーツ協会
日本パラリンピック委員会
『I' mPOSSIBLE』日本版事務局 宛

住所または所在地

商号または屋号

代表者氏名

2025年4月21日(月)付で公告のありました、「令和7年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業パラリンピック教材の開発」に関する業務委託事業について参加の希望を表明します。また、参加資格を有していること、および別記「暴力団排除に関する誓約事項」の記載事項で記されていることについて誓約します。

なお、本記載内容について事実と相違することが判明した場合は、参加無効、あるいは決定を取り消しとされても異議ありません。

【本件に係る担当者連絡先】

所属部署	
担当者名	
電話番号(内線)	
Fax番号	
Email	

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思表明書の提出をもって誓約します。